

平成 24 (2012) 年 4 月 11 日



街に、ルネッサンス



UR都市機構

宮古市

独立行政法人 都市再生機構

## 東日本大震災関係

### 宮古市の復興まちづくりの推進に向け協力関係構築 ～復興整備事業に係る協力協定締結～

4月11日、宮古市とUR都市機構は、復興まちづくりを円滑に推進するため、協力協定を締結しました。

#### 1. 概要

宮古市で震災復興のまちづくりが始動しました。

4月11日、「宮古市復興整備事業協力協定調印式」が行なわれ、宮古市とUR都市機構は覚書を交換、併せて協力協定を締結しました。

これにより、宮古市とUR都市機構は、田老地区及び鍬ヶ崎地区において復興まちづくりを協力して推進していきます。

#### 2. UR都市機構の支援内容

- ・ 田老地区の復興整備事業
- ・ 鍬ヶ崎地区の復興整備事業

#### 3. その他

- ・ 覚書（別添1）
- ・ 協力協定（別添2）
- ・ 田老地区、鍬ヶ崎地区の区域図（協定別図）（別添3）
- ・ UR都市機構による震災復興まちづくり（別添4）
- ・ 被災市町村との覚書・協定締結一覧（別添5）

○ お問い合わせは下記へお願いします。

宮古市 都市整備部 都市計画課長 盛合 電話0193(62)2111(代)

UR都市機構 岩手震災復興支援局 総務経理チームリーダー 岡谷

電話019(604)3066(代)

宮古市と独立行政法人都市再生機構との東日本大震災に係る  
復興まちづくりの推進に向けた覚書

宮古市（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、相互のパートナーシップを確認し、東日本大震災の被災地域における復興まちづくりを推進するため、次のとおり覚書を交換する。

（相互協力）

第1条 甲及び乙は、宮古市における復興まちづくりについて相互に協力し、誠意をもって協議を行い、円滑な推進に努めるものとする。

（役割分担等）

第2条 乙は、甲が実施する次の各号に掲げる事項について、必要に応じ、協力するものとする。

- 一 復興まちづくりの計画の策定
  - 二 復興整備事業の実施
  - 三 その他甲乙が必要と認める事項
- 2 甲及び乙は、復興まちづくりを円滑かつ効果的に進めるため、前項各号に掲げる事項の実施に関し、必要な情報交換を行うものとする。
- 3 乙が第1項の規定に基づく協力を行うに当たっては、その具体的内容について甲乙協議し、合意の上、別途協定書を締結するものとする。

（その他）

第3条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この覚書交換の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年 4月11日

甲 岩手県宮古市新川町2番1号  
宮古市  
代表者 宮古市長 山本正徳

乙 神奈川県横浜市中区本町6丁目50番1号  
独立行政法人都市再生機構  
理事長 小川忠男

東日本大震災に係る宮古市復興整備事業の推進に関する協力協定書

宮古市（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、宮古市における復興整備事業の推進について、次のとおり協力協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、東日本大震災の被災地の早期復興を図るため、甲乙の相互の連携を図り、宮古市における復興整備事業による円滑なまちづくりを甲乙協働で推進することを目的とする。

（復興整備事業の推進）

第2条 宮古市東日本大震災復興計画に位置付けられた次の各号に掲げる地区（別図に示す区域。以下「対象地区」という。）において、乙は甲が対象地区で実施を予定している復興整備事業（以下「事業」という。）の推進に協力するものとする。

- 一 田老地区
- 二 鍬ヶ崎地区

（復興整備事業に係る役割分担等）

第3条 甲及び乙は、円滑かつ効果的に事業の推進を図るため、必要な情報交換を行うものとする。

- 2 甲は、事業の主体として計画策定及び合意形成等事業の推進を図るものとする。
- 3 甲及び乙は、対象地区の合意形成の状況及び計画の合理性等について甲乙間で確認した上で、事業の立上げに向けた計画検討、事業の推進に資するコーディネート、事業の実施等の乙の実施する業務について、甲乙間で協議するものとする。
- 4 乙は、前項の協議により乙が実施するものとして甲乙間で合意が得られた業務について、甲からの委託に基づき行うものとする。
- 5 前項の規定に基づく業務を甲が乙に委託する場合には、あらかじめ甲乙間で別途契約を締結するものとし、甲はその業務の実施に要する費用を乙に支払うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定は、本協定締結の日から平成32年3月31日（以下「期間満了日」という。）まで効力を有するものとする。

- 2 期間満了日までに甲及び乙のいずれか一方から本協定を終了させる旨の申入れがあった場合には、甲乙協議し、その取扱いを定めるものとする。

(その他)

第5条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年 4月11日

甲 岩手県宮古市新川町2番1号

宮古市

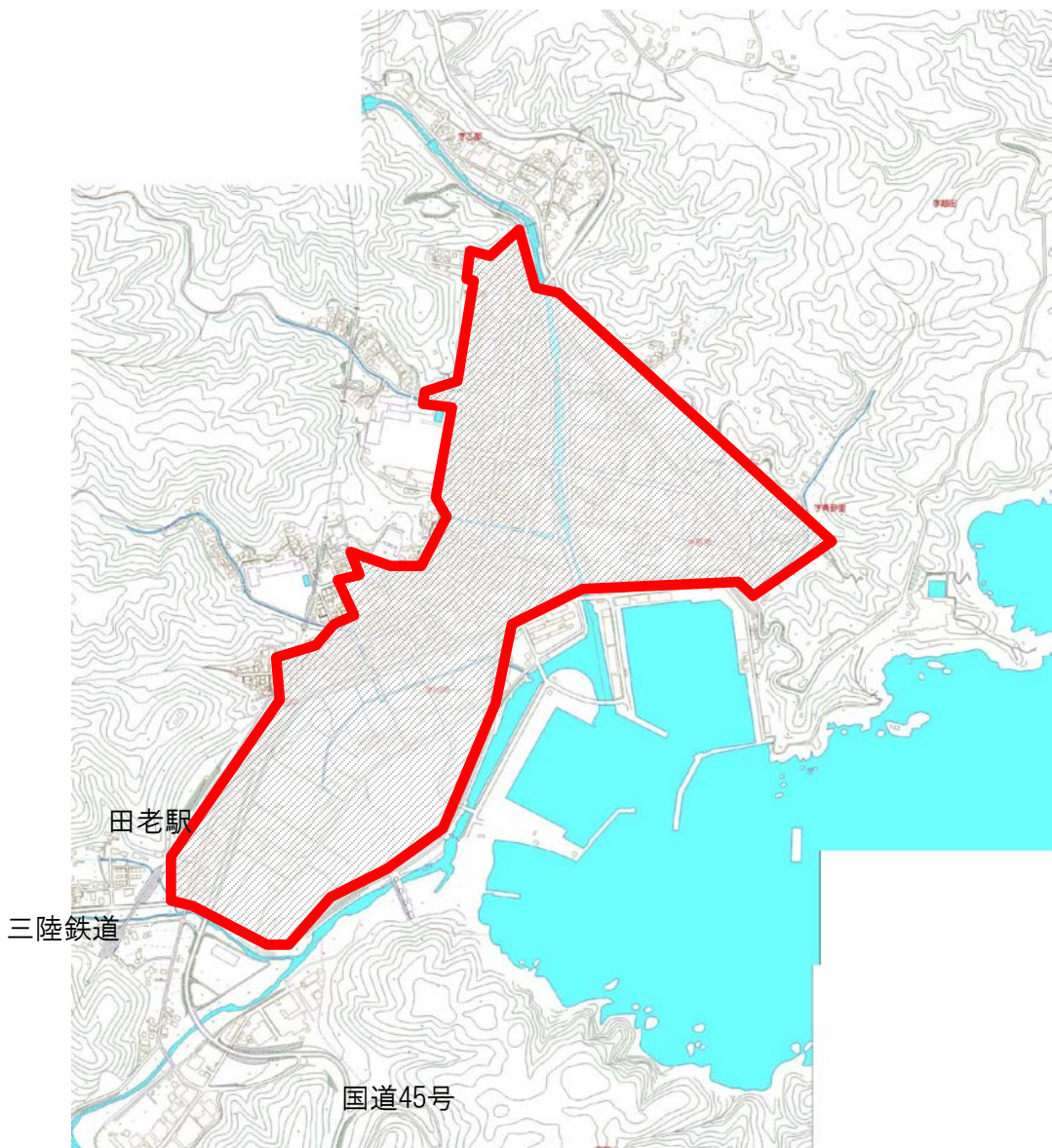
代表者 宮古市長 山本正徳

乙 神奈川県横浜市中区本町6丁目50番1号

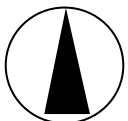
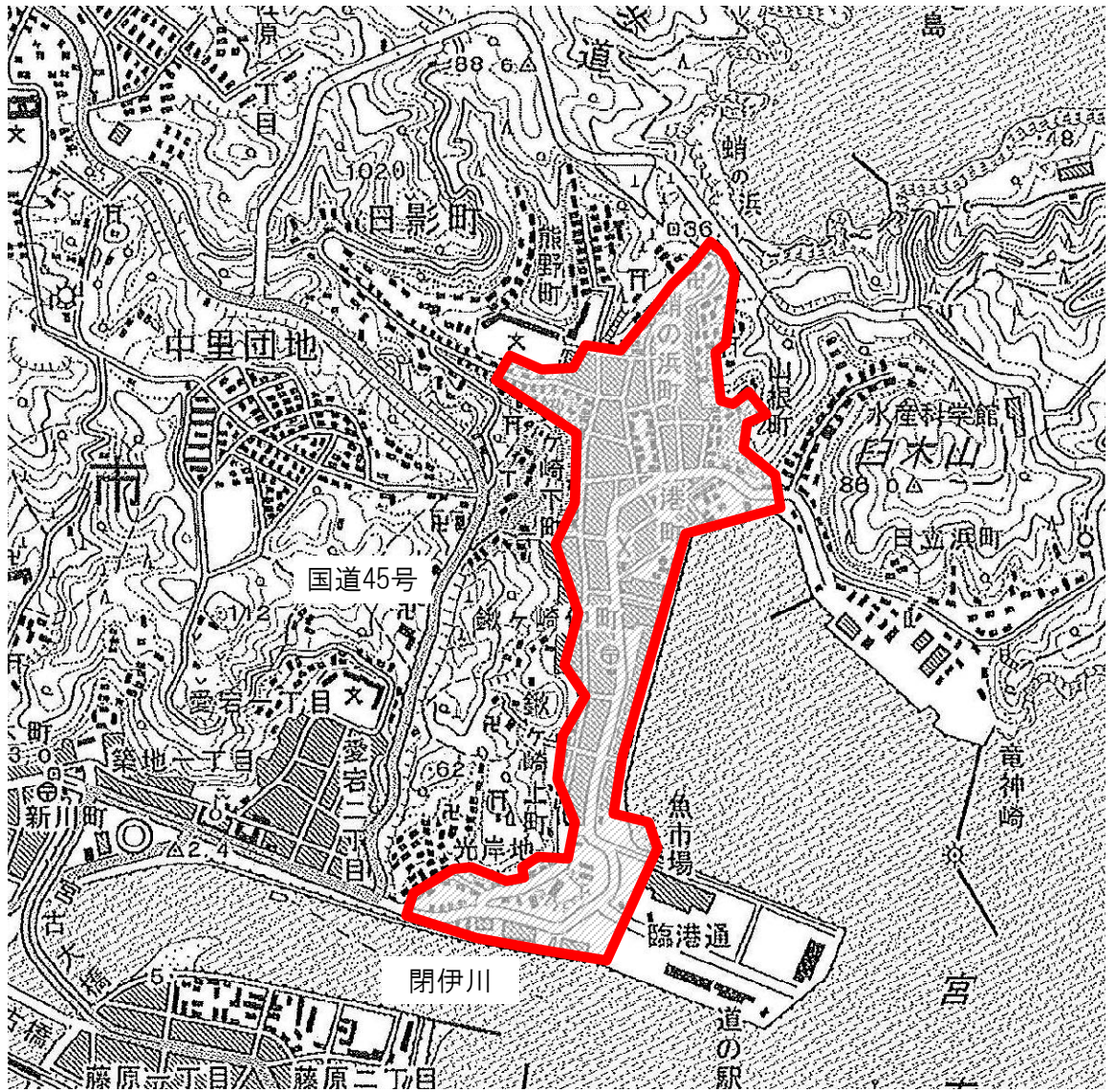
独立行政法人都市再生機構

理事長 小川忠男

田老地区



鍬ヶ崎地区



# UR都市機構による震災復興まちづくり

## — 復興整備事業支援 —

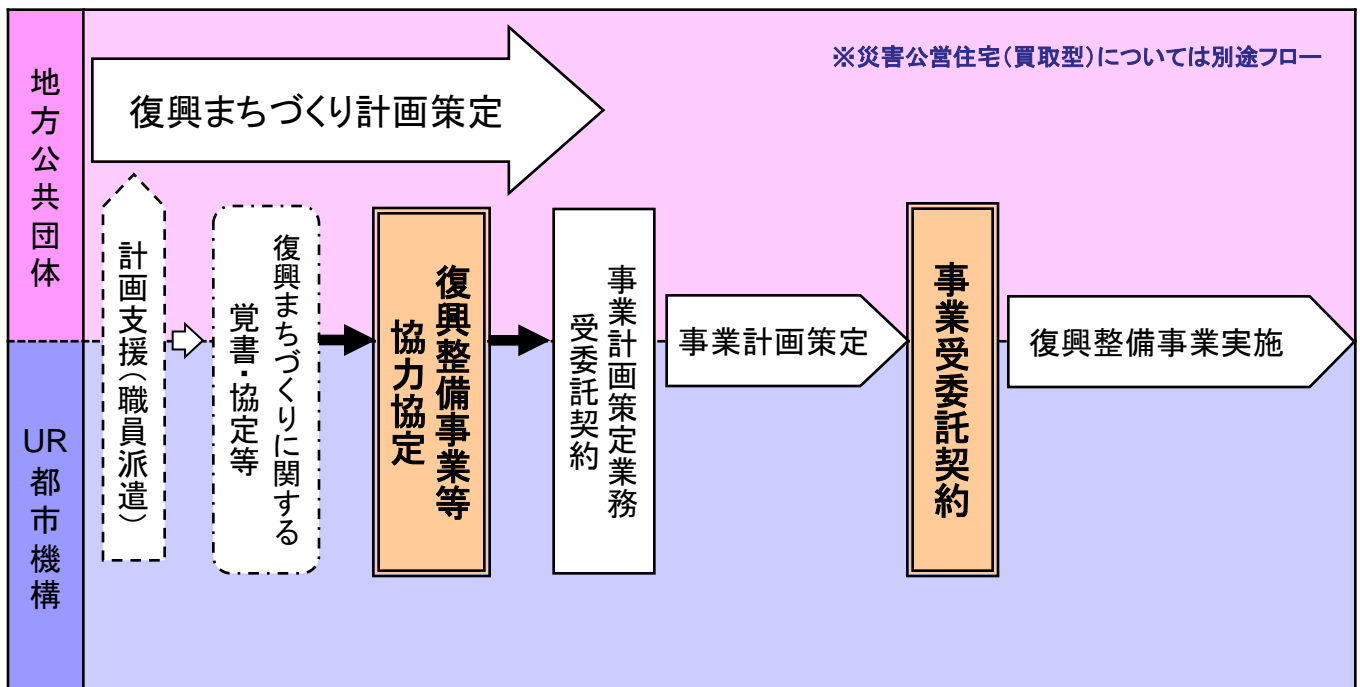
### ■ 復興特区法におけるUR都市機構の位置づけ

「東日本大震災復興特別区域法」において、UR都市機構は、従来の業務のほか、委託に基づき、**復興整備計画に記載された復興整備事業**を行うことができることとなりました。

- ・土地区画整理事業の受託
- ・防災集団移転促進事業の受託
- ・災害公営住宅整備事業の受託※ 等

※ 災害公営住宅整備事業(買取型)については都市機構法(第11条1項16号)において規定

### ■ UR都市機構の復興整備事業基本支援フロー



<お問い合わせ先>

◎独立行政法人 都市再生機構 岩手震災復興支援局

〒020-0871 岩手県盛岡市中央通1-7-25

朝日生命中央通ビル8階

Tel 019-604-3066 Fax 019-604-3028


街に、ルネッサンス



UR都市機構

## 被災市町村との覚書・協定締結一覧

締結先市町村	締結内容 [締結日等]
岩手県 宮古市	覚書 [4月11日] 協力協定 [4月11日]
〃 山田町	覚書 [1月17日] 協力協定 [3月2日]
〃 大槌町	覚書 [3月28日] 基本協定(災害公営住宅) [4月11日]
〃 釜石市	覚書 [3月9日] 協力協定 [3月23日] 基本協定(災害公営住宅) [3月26日]
〃 大船渡市	覚書 [3月28日]
〃 陸前高田市	覚書 [3月2日] 協力協定 [3月2日]
宮城県 南三陸町	覚書 [3月2日]
〃 女川町	パートナーシップ協定 [3月1日]
〃 石巻市	基本協定(災害公営住宅) [3月10日]
〃 東松島市	覚書 [2月29日] 協力協定 [3月29日]
〃 塩竈市	基本協定(災害公営住宅) [2月1日]
〃 多賀城市	基本協定(災害公営住宅) [3月30日]
福島県 新地町	覚書 [2月29日] 基本協定(災害公営住宅) [2月29日]

	今回締結
---	------